

令和6年2月21日提出（その3）

令和6年2月定例県議会付議案

鳥 取 県

令和6年2月定例県議会付議案

目 次

議案第33号	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する 条例……………	1
議案第34号	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例……………	9
議案第35号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	20
議案第36号	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施 設に関する条例の一部を改正する条例……………	25
議案第37号	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等 の一部を改正する条例……………	50
議案第38号	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例……………	68
議案第39号	子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例……………	81
議案第40号	鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例……………	86
議案第41号	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条 例……………	93
議案第42号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	97
議案第43号	鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	101
議案第44号	土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条 例の一部を改正する条例……………	104

議案第45号	鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例……………	106
議案第46号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	109
議案第47号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例……………	115
議案第48号	工事請負契約（国道313号（北条倉吉道路延伸）橋梁上部工事 （本線橋（仮称））（補助改良））の締結について……………	119
議案第49号	財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）につい て……………	120
議案第50号	財産を減額して貸し付けること（（元）境水産高等学校情報事務科 棟の建物及び周辺用地）について……………	122
議案第51号	財産を無償で貸し付けること（（元）皆生温泉公園）について ……	124
議案第52号	財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取農業高等学校実習農園） について……………	126
議案第53号	損害賠償の額の決定について……………	128
議案第54号	権利の放棄について……………	129
議案第55号	土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する 議決の一部改正について……………	133
議案第56号	事業契約（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等 事業）の締結についての議決の一部変更について……………	137
議案第57号	事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指 定管理者の指定（鳥取県立美術館）についての議決の一部変更につ いて……………	138
議案第58号	公共施設等運営権の設定（鳥取県営水力発電所）についての議決の	

	一部変更について……………	139
議案第59号	個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について……………	140
議案第60号	情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について……………	144
議案第61号	情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について……………	148
議案第62号	鳥取県町村総合事務組合と鳥取県の間における情報公開条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について……………	152
議案第63号	包括外部監査契約の締結について……………	156

条

例

議案第33号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

次のおおり鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(特定個人情報の利用)

第3条 略

2 略

- 3 別表第1の右欄又は法別表の下欄に掲げる事務の処理に関する他の条例又は規則その他の規程により書面の提出が義務付けられている場合において、当該書面の提出を受ける者が法又はこの条例の規定により当該書面に含まれる特定個人情報を利用するときは、当該他の条例又は規則その他の規程の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1 (第3条関係)

略	
5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
略	

(特定個人情報の利用)

第3条 略

2 略

- 3 別表第1の右欄又は法別表第1の下欄に掲げる事務の処理に関する他の条例又は規則その他の規程により書面の提出が義務付けられている場合において、当該書面の提出を受ける者が法又はこの条例の規定により当該書面に含まれる特定個人情報を利用するときは、当該他の条例又は規則その他の規程の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1 (第3条関係)

略	
5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
略	

8 教育委員会	高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。</u> ）であって、教育委員会規則で定めるもの
	略

別表第2（第3条関係）

知事	<u>法別表の16の項に掲げる事務</u>	療育手帳の交付に関する情報
知事	別表第1の1の項に掲げる事務	<u>災害救助法（昭和22年法律第108号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた</u>

8 教育委員会	高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。</u> ）であって、教育委員会規則で定めるもの
	略

別表第2（第3条関係）

知事	<u>法別表第1の16の項に掲げる事務</u>	療育手帳の交付に関する情報
知事	別表第1の1の項に掲げる事務	<u>法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報</u>

めの法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若

		しくは昭和160年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
略		
知事 教育委員会	別表第1の4の項に掲げる事務 別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
知事又は教育委員会	特定個人情報利用事務	利用特定個人情報

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	生活保護関係情報又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
----	-------	---------------------	--

略		
知事 教育委員会	別表第1の4の項に掲げる事務 別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	法別表第2の65の項第4欄に掲げる情報 法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
----	-------	---------------------	----------------------

知事	教育委員会	別表第1の10の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報
報であって規則で定めるもの	知事	教育委員会	別表第1の10の項に掲げる事務
児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定	知事	教育委員会	別表第1の10の項に掲げる事務

知事	教育委員会	特定個人情報利用事務	めるもの 利用特定個人情報	知事	教育委員会	法別表第2の第4欄に掲げる情報	法別表第2の第4欄に掲げる情報
知事	公安委員会、企業局又は病院局	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であつて規則で定めるもの	知事	公安委員会、企業局又は病院局	法別表第2の74の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の74の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	別表第1の1の項に掲げる事務又は生活保護法による保護の決定及び実施若しくは徴収金の徴収に関する事務であつて規則で	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への修学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法（昭和33	教育委員会	知事	別表第1の1の項又は法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報

教育委員会	知事	別表第1の5の項に掲げる事務	<u>年法律第56号) による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</u>
教育委員会	知事	別表第1の5の項に掲げる事務	<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
教育委員会	知事	特定個人情報利用事務	利用特定個人情報
教育委員会	知事	別表第1の5の項に掲げる事務	<u>法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報</u>
教育委員会	知事	法別表第2(26の項を除く。)の第2欄に掲げる事務	<u>法別表第2(26の項を除く。)の第4欄に掲げる情報</u>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の

施行の日から施行する。

議案第34号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第

1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 空港の設置及び管理 (第2条—第20条)

第3章 公共施設等運営権の設定等 (第21条—第24条)

第4章 空港機能施設事業 (第25条—第31条)

第5章 雑則 (第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項及び第23条の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

第2章 空港の設置及び管理

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(権限の委任)

第20条 略

第3章 公共施設等運営権の設定等

(公共施設等運営権の設定)

第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第16条の規定により、選定事業者(同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に空港及び空港に関連する施設(以下「運営対象施設」という。)の運営等(同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権(同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)を設定することができる。

2 知事は、前項の公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活用した効果的かつ効率的な運営対象施設の運営等ができるよう努めるものとする。

3 第1項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事

(権限の委任)

第20条 略

(公共施設等運営権を設定する場合の特例)

第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第16条の規定により、選定事業者(同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に空港の運営等(同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権(同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)を設定することができる。

2 前項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が

が認められた場合に行うものとする。

(1) 運営対象施設の運営等に関する計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

イ 空港の公正な利用を確保することができるものであること。

ウ 空港の効用を最大限に発揮させるものであること。

エ 運営対象施設を活用したにぎわいの創出に資するものであること。

(2) 前号の計画に従って運営対象施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(運営権者が行う業務)

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、運営対象施設の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

認められた場合に行うものとする。

(1) 空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、空港の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

<p>2 前項の業務を行うため、この条例（前条、前項、<u>第25条</u>、<u>第26条</u>及び<u>第28条</u>から<u>第31条</u>までを除く。）の規定に基づく知事の権限は、<u>第20条</u>の規定にかかわらず、<u>運営権者</u>が行うものとする。</p> <p><u>(施設の利用等に係る料金)</u></p> <p><u>第23条</u> 前条第2項に規定する場合には、<u>第4条</u>第1項又は<u>第4条</u>の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び<u>第11条</u>第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、<u>運営権者</u>が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を<u>運営権者に支払わなければならない</u>。</p>	<p>2 前項の業務を行うため、この条例（前条及び<u>前項</u>を除く。）の規定に基づく知事の権限は、<u>第20条</u>の規定にかかわらず、<u>運営権者</u>が行うものとする。</p> <p><u>第23条</u> 前条第2項に規定する場合には、<u>第4条</u>第1項又は<u>第4条</u>の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び<u>第11条</u>第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、<u>運営権者</u>が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を<u>納めなければならない</u>。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(議会への報告)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p><u>第4章</u> <u>空港機能施設事業</u></p> <p><u>(空港機能施設事業者の指定)</u></p> <p><u>第25条</u> 知事は、<u>運営対象施設</u>に<u>公共施設等運営権</u>を設定した場</p>	<p>2・3 略</p> <p>(議会への報告)</p> <p><u>第24条</u> 略</p>

合には、次に掲げる要件を備えていると認められる者を、その申請により、空港において空港機能施設事業（空港法第15条第1項に規定する空港機能施設事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

(1) 基本方針（空港法第3条第1項に規定する基本方針をいう。次号において同じ。）に従って空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

(2) 基本方針に従って空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

(4) 法人又は団体であつて、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があること。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定を

受けた者（以下「指定空港機能施設事業者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を公示するものとする。

4 指定空港機能施設事業者は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならぬ。

5 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

（旅客取扱施設利用料）

第26条 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料（空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設利用料をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、その上限を定め、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超

えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

3 第1項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

5 第1項の指定空港機能施設事業者は、第3項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(区分経理)

第27条 指定空港機能施設事業者は、規則で定めるところにより、空港機能施設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督命令)

第28条 知事は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(事業の休止及び廃止)

第29条 指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(指定の取消し)

第30条 知事は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められるとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (3) 第28条の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、指定空港機能施設事業者が前条の規定による空港機能施設事業の全部の廃止の許可を受けたときは、第25条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

3 知事は、前2項の規定により第25条第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定を取り消した場合における措置)

第31条 指定空港機能施設事業者は、前条第1項又は第2項の規定により第25条第1項の規定による指定を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全部を、知事又は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして知事が指定する指定空港機能施設業者に引き継がなければならない。ただし、空港の供用が廃止される場合においては、この限りでない。

第5章 雑則

(規則への委任)

第32条 略

(規則への委任)

第25条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第3章及び第4章の規定は、この条例の施行の日以後の同条例第21条第1項の規定による公共施設等運営権の設定から適用する。

議案第35号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) 夜間学級担当手当</u></p> <p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p>
---	--

(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、正規の勤務時間以外の時間に、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

ア 略

イ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第

3項第1号

ウ 略

(5) 職員（医師を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

ア～エ 略

オ 法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は援助

(6) 略

2 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 略

(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、正規の勤務時間以外の時間に、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

ア 略

イ 売春防止法第34条第3項第1号

ウ 略

(5) 職員（医師を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

ア～エ 略

オ 法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導

(6) 略

2 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 略

(夜間学級担当手当)

第26条 夜間学級担当手当は、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（給与条例別表第3のイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 校長 13,000 円

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 19,000 円

(併給禁止)

第27条 略

(人事委員会への委任)

第28条 略

(併給禁止)

第26条 略

(人事委員会への委任)

第27条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。